平成２５年（フ）第７８４号
仙台市青葉区三条町２番15号
債務者　宮原　貴史
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
茨城県石岡市柿岡4098番地４
債務者　大木　愛美（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５８７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2007番地７
セントラルコーポ５号棟202号室
債務者　渡辺　裕之
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５８９号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地９街区13棟310号
債務者　角田　鈴子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５９１号
埼玉県越谷市大字大林591番地５
債務者　三上　玲子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６３０号
埼玉県川越市大字山田126番地２　サンハイム宇津宮202号室
債務者　川口　泰彦
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２２９号
静岡県富士市川成島191番地の５
債務者　坂口　三生
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４７５号
愛知県岡崎市末広町７番地23
債務者　澤田　敏雄
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０８９号
札幌市西区二十四軒１条６丁目14番14号　セザンヌⅡ―205号
債務者　長谷川弘幸
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３０５号
札幌市中央区南５条西27丁目１番20―703号
債務者　小澤　章弘
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３０６号
札幌市中央区南５条西27丁目１番20―703号
債務者　小澤のり子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３１号
札幌市白石区東札幌４条２丁目６番８―301号
債務者　藤田　美奈
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４１号
札幌市豊平区平岸１条１丁目５番３―402号
債務者　片桐　広治
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４４号
札幌市南区藤野４条６丁目14番13号
債務者　木葉　滋子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４１０号
札幌市東区北36条東12丁目２番23号
債務者　石川　博康
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４６９号
札幌市中央区南16条西６丁目１番18号　パークサイドシェリー６―301号
債務者　藤田　和行
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１号
北海道留萌市五十嵐町１丁目１番２―701号　リラＢ
債務者　井口みさを（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２６年（フ）第１号
群馬県太田市泉町1434番地１、前住所群馬県伊勢崎市上諏訪町1236番地４
債務者　小島　秀夫
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
前橋地方裁判所太田支部